賃借料の情報を提供します

農地法の規定により、砂川市内の農地の実勢賃借料の情報を提供します。

<賃借料>

令和2年1月から令和2年12月までに締結(公告)された農地の賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりとなっています。

令和3年10月1日

砂川市農業委員会

田(水稲)の部

締結(公告)された区域	平均額	最高額	最低額	データ数
砂川市全域	8,700円	12,000円	5,600円	202

畑(普通畑)の部 2

締結(公告)された区域	平均額	最高額	最低額	データ数
砂川市全域	3,400円	4,200円	3,000円	3

3 畑(玉葱畑)の部

締結(公告)された区域	平均額	最高額	最低額	データ数
砂川市全域	15,300円	18,000円	15,000円	12

※ 全て10a当たりの額。100円未満は切り捨て。

農地の貸借契約期間について

農地法第3条の許可による賃貸借は、法定更新(同一条件で自動的に更新) すが、使用貸借及び農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に係る賃 貸借については法定更新されません。そのため農地を貸し借りしている方は、契約 期間にご注意ください。

農地に関する相談は、地区担当農業委員または、農業委員会事務局までお気軽に お問い合わせください。

連 し 絡込み 、ださい。農業 農業委 員 会 務 局 **運刊**月4回金曜日発 月700円、年8,400円

細 JA新すながわ営農課ま は、 農業委員会事務局また

が国料 ができます。 国庫補助を最長20年間料2万円のうち4千か 7円のうち4千 -から1万円の最低月額保険 ■受けることから1万円のな低月額保険

下がり税金 保険料に国 が、社会保険料控除の対象と 庫補 助 が出

0

給できる積立方式・確定拠出型の 業者年金は、

